

通信・放送の融合の進展下における放送分野の競争政策上の論点

1 レイヤー間の垂直的規律について

CS放送やCATVにおいて、電気通信役務を利用した放送が制度化され、新規参入や放送の広域化等が進展した。レイヤー間の垂直的規律に関し、競争政策の観点から、以下の点についてどのように考えるか。

(1) 番組編集業務と設備運用業務の分離

地上放送等は、制度上、番組編集と設備運用を同一の主体が行うこととされているが、今後すべての放送事業において、両業務を分離して行うことが可能な制度とすることについてどのように考えるか。

(2) 電波の効率的な利用の促進

無線による放送では、BSデジタル放送の周波数帯の新規割当に当たり、割当枠以上の申請者があったが、比較審査により事業者が選定されたところである。このように、無線による放送においては、新規参入に関して、周波数の割当ての問題が無視できない。

電波利用の負担については、現在、電波利用料制度の下、通信・放送に関わらず、無線局の免許を受けた事業者に対して、使用する周波数帯幅や無線局の数を踏まえて、電波利用料が課せられている。

通信・放送の融合の進展下において、放送分野の周波数の割当ての固定化による既得権益化は、放送分野の競争を制限するだけでなく、通信分野の利用を妨げることにもなる。電波の効率的な利用を促進する観点から、①より経済的価値を反映した電波利用の負担のあり方、②電波の時間・空間的な貸与制度の導入（(1)と関連）について、どのように考えるか。

(3) 放送役務提供の規制

放送分野において垂直分離による規律を導入する場合、放送機会の確保の観点から、設備運用事業者が、放送役務の提供に当たり、番組編集事業者に対する差別的取扱いや取引拒絶といった競争阻害的な行為を行うおそれを懸念する意見もある。

しかしながら、いずれの放送形態にあっても、番組編集事業者は多チャンネル放送においてパッケージ化する事業者（プラットフォーム事業者）や設備運用事業者を、また、プラットフォーム事業者は設備運用事業者を

選択できることから、レイヤー間の規律については競争の基本的ルールである独占禁止法による事後規制で対応可能と思われるが、どのように考えるか。

(4) コンテンツ供給者と番組編集事業者

ア 番組の制作取引

放送コンテンツの制作費は、広告媒体として大きな規模を維持している地上放送に依存している。また、番組制作取引において複数の番組制作会社が多層的に関与するなど取引が複雑なことから著作権の帰属に関して放送局に有利であったり、系列局間の取引以外の放送コンテンツの流通は活発とはいえない状況である。このため、制作者が主導的に放送コンテンツの流通取引を行うことが困難であるが、競争政策の観点から、どのような点に留意が必要か。

イ キラーコンテンツ

有料放送市場の拡大に伴い、視聴契約の獲得に有利な放送コンテンツの獲得競争が進展していくことが予想される。スポーツ、映画等のキラーコンテンツをめぐることは、公正な競争が阻害されないようにするため、競争政策の観点から、どのような点に留意が必要か。

2 多チャンネル放送における技術中立性について

多チャンネル放送メディア間の非対称規制について、以下の論点についてどのように考えるか。

(1) 多チャンネル放送における規制の在り方

CS放送においては、総務省の認定を受けた委託放送事業者の専門チャンネルを放送しなければならないため、プラットフォーム事業者は、専門チャンネルの選定・パッケージ化を主導的に行うことはできない。一方、IPTVやCATVでは、プラットフォーム事業者が放送事業者となり、自らの判断で個別の専門チャンネル事業者を選定して番組供給契約を結び、チャンネルのパッケージ化等を主導的に行っている。

このように、多チャンネル放送間で規制が異なる状況について、どのように考えるか。

(2) CATVとIPTVの扱いの違い

ア 再送信に係る裁定制度の有無

地上テレビジョン放送の再送信については、平成18年の著作権法改正以降、有線テレビジョン放送のほか、IPTV等の電気通信役務利用放送によっても実施されるようになってきている。

放送法体系上、有線テレビジョン放送に関しては、地上テレビジョン放送の再送信の同意に係る協議が調わなかった場合に、総務大臣による裁定を申請できることとなっている。しかしながら、IPTV等の電気通信役務利用放送については、このような紛争処理スキームが整備されていない。

両者の制度の違い及び裁定制度の活用について、どのように考えるか。

イ CATVとIPTVの著作権法上の違い

IPTVは、電気通信役務利用放送法の定めるところにより放送法体系において放送の一形態とされているが、著作権法においては、放送・有線放送に含められず、VODと同様に自動公衆送信として扱われている。

自主放送に係る権利の許諾に関しては、専門チャンネル事業者がIPTVにチャンネル供給する場合、既にCATVに番組を供給している場合であっても、改めて原権利者からの許諾を必要とする。

また、放送の同時再送信に係る権利の許諾に関して、CATVが区域外同時再送信を行う場合は、放送事業者の同意のみが必要であるが、地域限定の困難なIPTVの場合は、放送事業者の同意のほかに、著作権隣接権者の許諾が必要となっている。

このように、CATVとIPTVの取扱いに違いがある点についてどのように考えるか。

(3) 外資規制

CS124／128度放送においては、電気通信役務利用放送法の適用を契機に、外資導入を目的として、既存の委託放送認定事業者が電気通信役務利用放送事業者への変更登録を行った事例も見られたところであるが、地上波放送、BS放送及びCS110度放送に関しては外資規制が残っている。

現在、多チャンネル放送サービス間の競争が進展し、視聴者にとって多様な選択肢が求められている中、競争政策の観点から、外資規制の適用範囲についてどのように考えるか。

3 その他の検討事項

(1) 無料放送における放送サービス

放送のデジタル化に伴い、放送の高画質化だけでなく、標準画質によるマルチチャンネル化やデータ放送など多様な放送が可能となり、視聴者の選択の幅が広がると思われるが、導入が限られているのが現状である。

特に、既存放送事業者のマルチチャンネル化の取組は新規参入と同等の効果があるが、障害となる事情があれば競争政策の観点から十分な監視が必要ではないか。

(2) 放送対象地域による制約

地上波放送については、認定持株会社制度の導入により12の放送対象地域までは放送局の子会社化が認められることになったが、関東広域圏（7都県）と近畿広域圏（6府県）の放送事業者を同時に子会社化することができない。

また、ローカル局の合併等の特例により、ローカル局は、放送対象地域が隣接している場合に、7放送対象地域までは合併が可能とされているため、例えば、九州各県の7放送局は合併できるが、中京広域圏（愛知、岐阜、三重）と静岡の放送事業者は合併が認められない。

放送局の数を維持し、放送対象地域による事業展開の規制を行うことについて、競争政策の観点からどのように考えるか。

(3) その他

上記のほか、放送分野の規制・制度について競争政策の観点から検討すべき事項はあるか。